

資料

少年非行と発達障害の関係についての分析

—心理判定員の意識調査より—

塩川 朋子* 林 隆* 木戸久美子* 中村 仁志*

要約

児童相談所の心理判定員が、少年非行と発達障害の関係について、どのように感じているかについて意識を明らかにするために調査を行った。児童相談所の心理判定員が、少年非行との関連要因として最も高く認識しているのは「家庭環境」であり、「本人の性格・特性」が2番目だった。そして「発達障害」との関連が最も低いと認識し、「学校・教育環境・担任との関係性」は2番目に低いスコアを示した。また非行に関連する発達障害として「精神遅滞」を強く意識しており、軽度発達障害の関与についての認識は低いことが明らかになった。

軽度発達障害児はその発達特性から一見「障害」とは認識されがたく、障害特性そのものを「本人の性格・特性」という形で認識されがちで、軽度発達障害児の起こす問題の原因として「発達障害」は意識されにくく、環境要因を想定されがちだと推測できた。また発達障害、特に軽度発達障害が学校生活の中で抱える問題や障害が明らかになっていくという発達障害の経過についての特徴が心理判定員には十分に理解されていないことが想定された。

キーワード：少年非行、発達障害、心理判定員、児童相談所

I はじめに

ここ数年、少年犯罪や非行において特異性が社会問題となっている。いくつかの異常な少年犯罪事件において、その少年に発達障害と診断される事例があり、高機能広汎性発達障害などを含む知的な遅れを伴わない軽度発達障害が大きく注目されるようになった。文部科学省が平成14年に実施した全国実態調査によると6.3%の割合で軽度発達障害と考えられる子どもが通常学級に在籍すると報告されている。現代の社会、特に学校教育現場において、発達障害についての認識が低いうえにその特徴と対応において正しい理解が乏しいため、教科の学習指導や生活指導の場面で軽度発達障害の子ども達が発達特性に合わない環境におかれ、不適切な対応を受けることにより、2次障害としての問題行動、そして3次障害として反社会的行動、非行に繋がる事例も少なくないと考えられる。本邦ではここ最近、少年達と現場で関わる児童精神科医や家庭裁判所の調査官などから、発達障害と非行の関係を論じた研究が散見されるようになってきている^{1)~3)}。これらは症例報告が主であり、発達障害と非行との関係について、実際に非行少年と関わる専門職がどのように感じて

いるのかを調査したものは見当たらない。藤川⁴⁾は非行臨床にたずさわる者に広汎性発達障害についての知識を持つことは不可欠であると述べている。また横島⁵⁾は発達障害と非行に関して、家庭裁判所調査官に必要なとされる視点を述べている。非行臨床の現場で少年非行への対応にあたる専門職が少年非行の発生をどのようなメカニズムで捉えているか、特に発達障害との関係をどのように認識しているかを調査することにより、環境設定（特に義務教育の対応について）がどのような役割を果たすかを明らかにできると考えた。そこで今回は少年非行の最前線で相談業務にあたっている児童相談所の心理判定員が、少年非行と発達障害の関係についてどのように感じているかについて意識を明らかにするために調査を行った。

II 研究方法

(1) 用語定義

ここで用いる発達障害とは米国精神医学会診断統計マニュアル第4版(DSM-IV)に準拠し、①精神遅滞(本邦では知的障害)②学習障害③発達性協調運動障害④言語障害(表出性、受容—表出混合性)⑤自閉性障害⑥アスペルガー障害⑦注意欠陥多動性

障害⑧反抗挑戦性障害⑨行為障害を指す。

(2) 調査方法

Y県内の4児童相談所に勤務する12人の心理判定員を対象として、非行と発達障害の関連について心理判定員の意識を調査するための質問紙を作成して調査を行った。質問紙の内容を表1に示す。回収したアンケートは、単純集計を行った。結果の分析は、アンケート結果の順位尺度をスコア化し（回答1を1点、回答2を2点、回答3を3点、回答4を4点、回答5を5点）、平均値をもって代表値とし比較検討した。設問3は関わり度合いと回答番号がスコアとしては逆の関係になるため、作図に際し、回答1を5点、回答2を4点、回答3を3点、回答4を2点、回答5を1点とした。

Ⅲ 結果

アンケートは12名のうち7名から回答を得た（回収率58%）。

(1) 対象者の属性

性別は全員男性で、年齢は20代、30代、40代が1人、50代が4人であった。対象者の児童相談所での勤務経験は、2年から33年と幅があった。対象者の全員がこれまでに少年非行の相談に「深く関わったことがある」「少し関わったことがある」と回答していた。

(2) 発達障害の認知

発達障害の認知について図1に示す。発達障害の

認知に関しては精神遅滞が最も高く全員が「よく知っている」「少し知っている」と回答した。学習障害、言語障害（表出性、受容—表出混合性）、自閉性障害、アスペルガー障害、注意欠陥多動性障害については8割以上が「よく知っている」「少し知っている」と回答し、軽度発達障害の認知度は比較的高かった。一方、発達性協調運動障害、反抗挑戦性障害、行為障害の認知度は低かった。

(3) 17項目の非行内容別関わり度の割合

17項目の非行内容における関わりについて、図2に示す。家出・夜間徘徊が最も多く、不純異性交遊、喫煙の順で、占有離脱物横領(自転車泥棒)・万引き、傷害・暴力行為、窃盗までが平均スコアが3以上で、心理判定員になじみの深い内容だった。

(4) 少年非行の関連要因

非行に関連する要因について順位回答をスコア化し平均した結果を図3に示す。図3の横軸は、6つの関連因子について、対象者7名の17項目の非行内容、全てから出した平均値を示す。関連の程度として中等度（かなり関与する）以上と認識されたのは「家庭環境」、「本人の性格・特性」、「社会環境」だった。「発達障害」の関連度合いの認識は軽度でスコア上、もっとも低く、そして2番目に低かったのは「学校・教育環境・担任との関係」であった。17項目の非行内容のうち、12項目が関連する要因として「家庭環境」が一番にあげられていた。

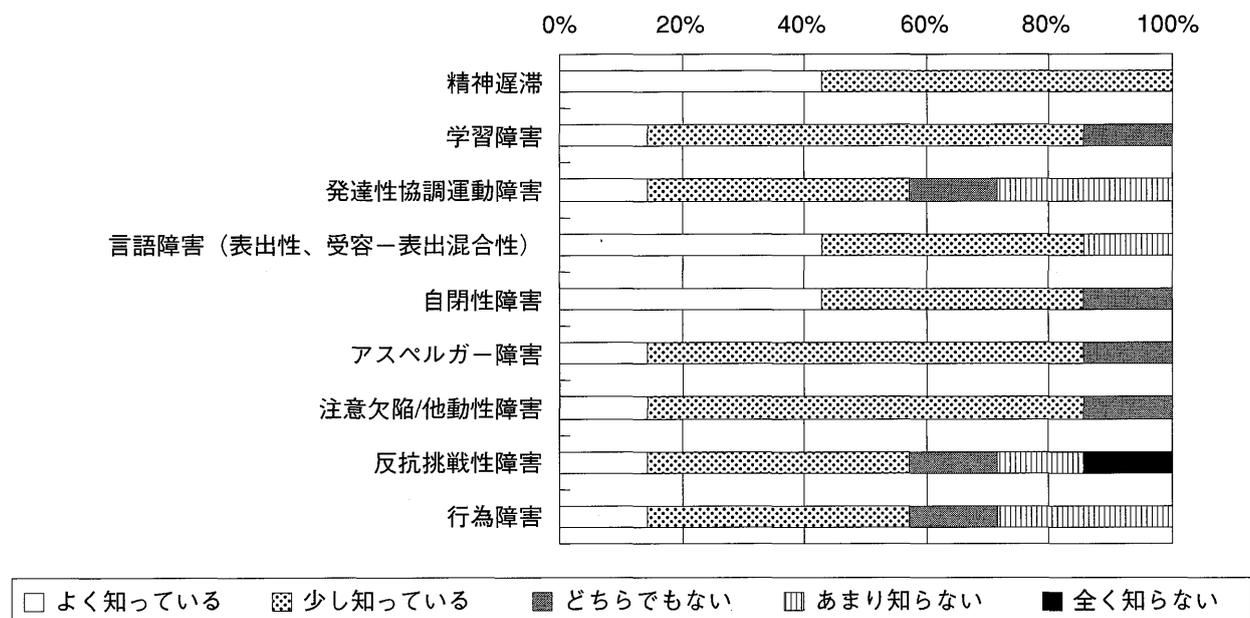


図1 発達障害の認知度

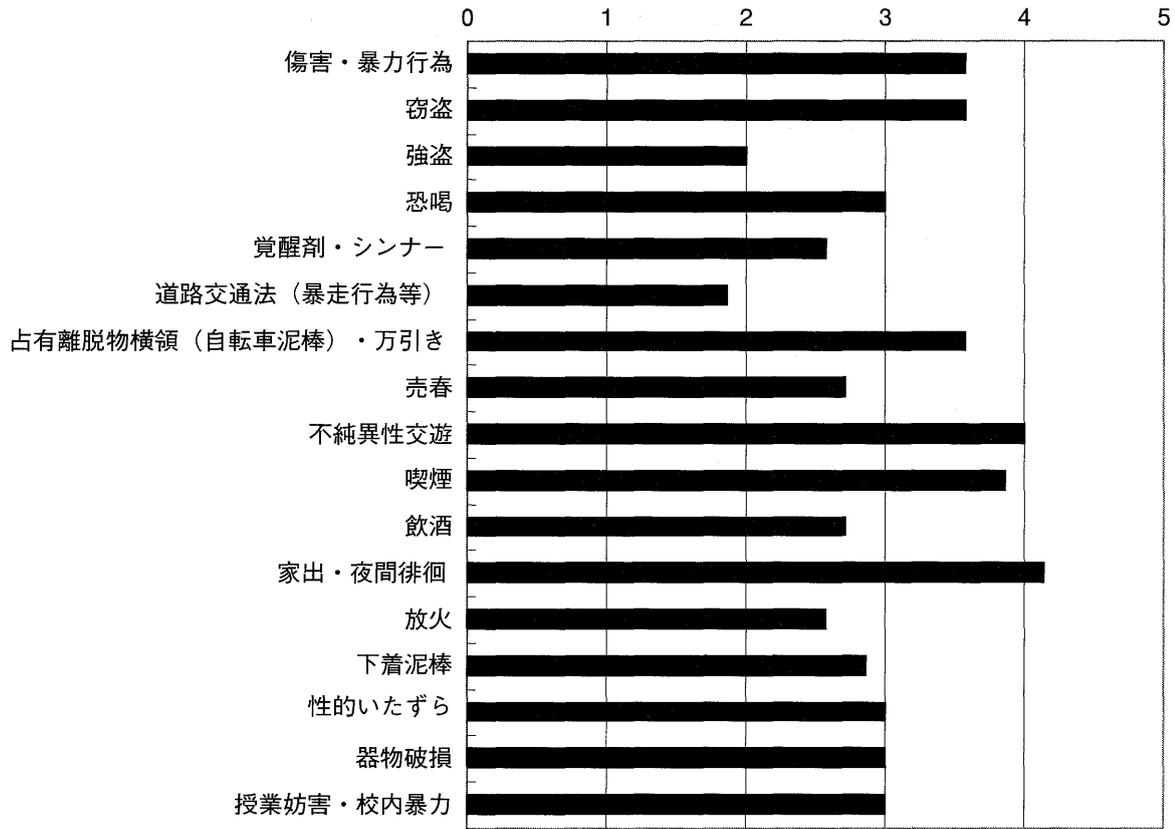


図2 心理判定員の非行内容別関わり度の度合い

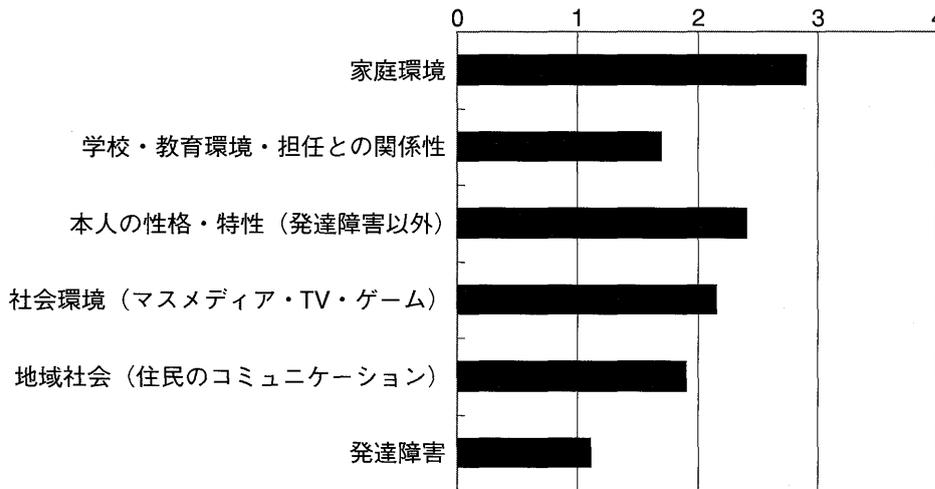


図3 少年非行の関連要因

(5) 非行に関連する発達障害

非行に関連する発達障害を明らかにするために、17項目の非行内容に関連する発達障害を複数選択で回答を得た。その結果を図4に示す。図4の横軸は、累積度数を示す。非行に関連する発達障害と認識されているのは、「精神遅滞」28件、「行為障害」26件、「反抗挑戦性障害」21件と多かったが、「アスペルガー

障害」7件、「AD/HD」9件と軽度発達障害の認識は低かった。17項目の非行内容別の発達障害が関与する度合いを図5に示す。発達障害との関連が中等度（かなり関与する）以上と認識された非行内容は「傷害・暴力行為」「器物破損」のみだった。「授業妨害・校内暴力」、「窃盗」、「家出・夜間徘徊」、「売春」、「性的いたづら」、「放火」がわずかに発達障害

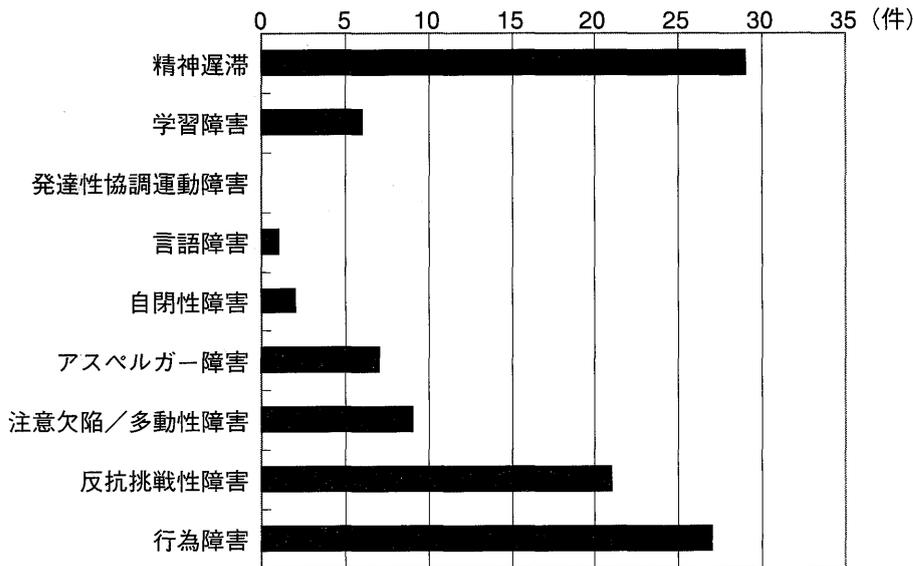


図4 少年非行に関連する発達障害

と関与すると認識された。「喫煙」、「飲酒」は発達障害とは全く関連がないと認識されていた。

(6) 発達障害に関連するイメージについて

心理判定員の持つ発達障害に関連するイメージを図6に示す。心理判定員は全員が「正しい知識を持ちたい」「発達障害の勉強が必要」と思っており、また「非行臨床では発達障害の知識が不可欠」と認識していた。そして発達障害児が家庭に比べて、学校のほうでより不適切な処遇を受けていると認識もっていた。

IV 考察

今回の調査から児童相談所の心理判定員が、少年非行との関連要因として最も高く認識しているのは「家庭環境」であり、「本人の性格・特性」が2番目だった。そして非行に関連する発達障害として「精神遅滞」を強く意識しており、軽度発達障害の関与についての認識は低いことが明らかになった。扇子⁵⁾はAD/HDやアスペルガー症候群の生徒のほとんどが障害を有するとは思われておらず、障害の特性を本人の責任として責められていると述べている。また藤川⁴⁾は高機能自閉症あるいはアスペルガー障害といった知能の高い人たちについての認識は、教育や司法の分野では言うまでもなく精神科医や心理臨床家にすら知識がいきわたっているとは言えないのが現状だと述べている。今回の調査では、心理判定員の8割以上が軽度発達障害について、症状とその背景に存在する特性を理解し、治療法・対応法

を知っているに相当する「よく知っている」と症状や特性を一応理解しているに相当する「少し知っている」と回答し、軽度発達障害の認知度は比較的高かった。その一方で、児童相談所の心理判定員全員が発達障害に対して「正しい知識を持ちたい」「発達障害の勉強が必要」と思っており、現実には発達障害について全員が正しい知識を持って非行相談に関わっているわけではない実情も伺えた。同時に心理判定員が非行臨床の現場で発達障害の知識が不可欠だと認識していることを考え合わせると非行臨床の現場で心理判定員は発達障害についてのより詳細な知識・情報を求めていると考えることもできる。また心理判定員は「傷害・暴力行為」「器物破損」等の破壊的な非行行動について発達障害との関連を意識していることがわかった。そして、「精神遅滞」以外で児童相談所の心理判定員が、非行行動との関連を意識しているのは「行為障害」、「反抗挑戦性障害」だった。このような心理判定員の認識の背景には、「行為障害」、「反抗挑戦性障害」がいずれも障害の特徴そのものとして攻撃的・破壊的な反社会的・非社会的行為を持つことが関係するのではないかと考えた。児童相談所の心理判定員が発達障害と非行行動との関係を考えるときに、「行為障害」、「反抗挑戦性障害」を非行に直結する発達障害として捉え易く、その発達障害がもたらす非行内容としては「傷害・暴力行為」「器物破損」等の破壊的な非行行動を意識し易いことが伺えた。障害の認知度としては最も低い「行為障害」、「反抗挑戦性障害」を非行に

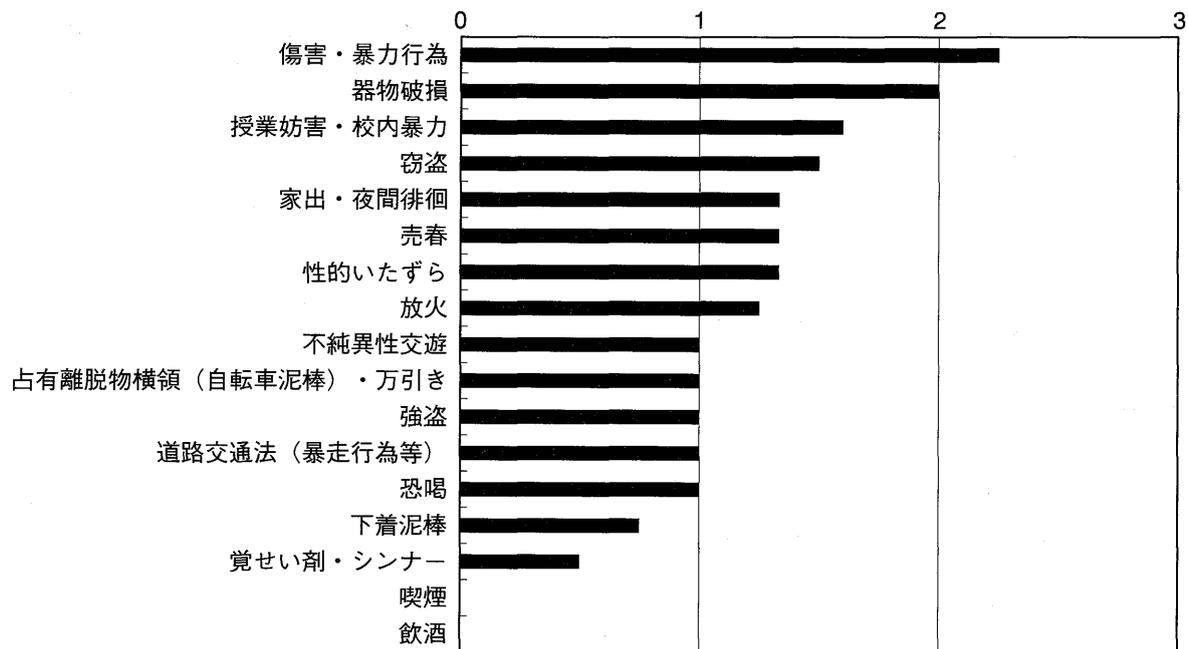


図5 非行内容別の発達障害が関与する度合い

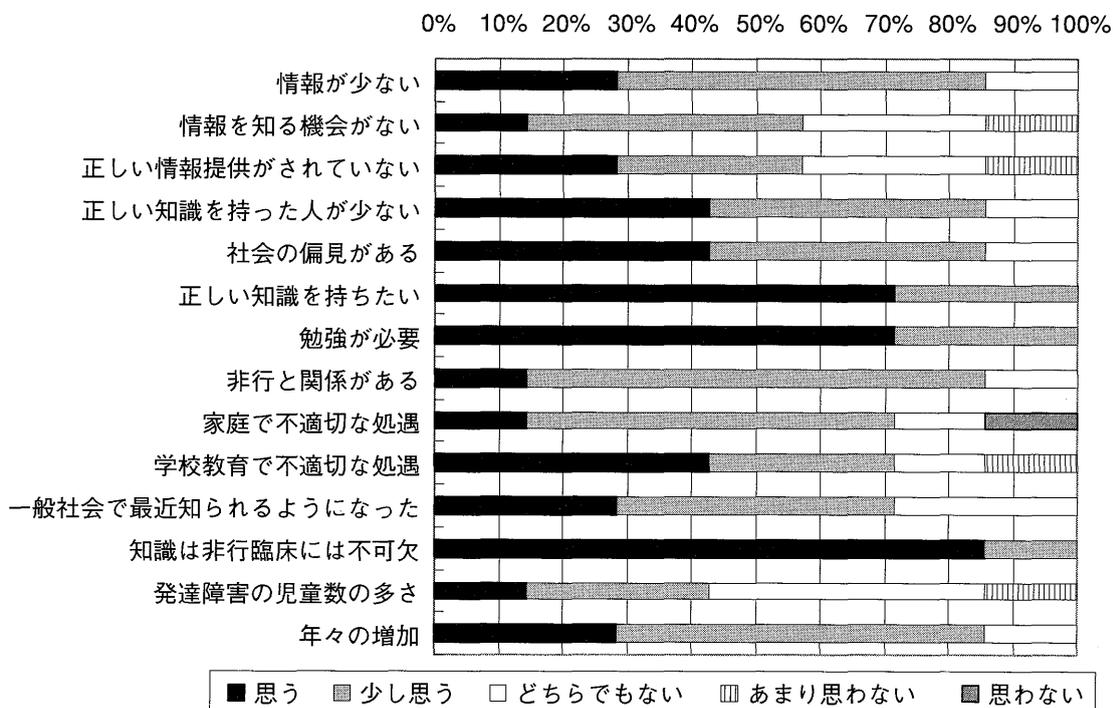


図6 心理判定員が持つ発達障害に関連するイメージ

直結する代表的な障害と意識している点からも、心理判定員が発達障害の視点で少年非行を分析できるほど正確な発達障害についての知識が無いことが予想できる。軽度発達障害児はその発達特性から一見「障害」とは認識されがたく、発達障害の正確な知

識が無いと、障害特性そのものを「本人の性格・特性」と誤解されがちである。そのため、少年非行の背景因子として、発達障害は意識されにくく、環境要因を強く意識されることになる。逆の見方をする、児童相談所心理判定員が少年非行との関連要因

で「本人の性格・特性」と意識している中に発達障害が混在している可能性も残される。

非行に関連する要因としては「家庭環境」が最も重要視され、「発達障害」について、「学校・教育環境・担任との関係性」は2番目に低いスコアを示した。この結果から、少年非行と学校・教育は関係が低いという認識をもたれていることがわかる。心身共に子ども達が急激な発達成長する年齢で長時間生活をする「学校教育環境」は「家庭環境」以上に子ども達の発達に影響を与えることが予想されるが、心理判定員は非行に関する影響度が少ないという認識を持っていることになる。これは発達障害、特に軽度発達障害が学校生活の中で抱える問題や障害が明らかになっていくという発達障害の経過についての特徴が心理判定員には十分に理解されていないことが想定される。

少年非行に関係する専門職が、発達障害、中でも特に判断が難しいとされる軽度発達障害についての臨床経過を含めた正しい知識を持ち、適切な指導、治療・療育機関と連携していけるよう、発達障害に対する理解を浸透させることの必要性を感じた。今後の課題としては、調査の規模を広げるとともに、今回の調査を基に「本人の性格・特性」の内容を発達障害の視点から明らかにすること、「学校・教育環境」が与える影響について明らかにすることが必要だと考えた。

謝辞

今回の調査にあたり、快くアンケートにご協力してくださいました児童相談所の心理判定員の皆様に心より感謝申し上げます。

この研究は平成16年度科学研究費（基盤研究（C）(2)No.15530628）の助成の一部を受けて行われた。

文献

- 1) 藤川洋子、梅下節瑠、六浦祐樹：性非行にみるアスペルガー障害：家庭裁判所調査官の立場から、児童青年精神医学とその領域、43(3)、280-289、2002
- 2) 十一元三：性非行にみるアスペルガー障害：認知機能検査所見と性非行の特異性との関連、児童青年精神医学とその領域、43(3)、290-300、2002
- 3) 車谷隆宏、山下満帆子：広汎性発達障害児による非行：家族機能の障害との相互作用に起因した事例、精神神経学雑誌、第108巻、第8号、1063-1070、2003
- 4) 藤川洋子：非行と広汎性発達障害、こころの科学、94、76-84、2000
- 5) 扇子幸一：スクールカウンセラーから見た軽度発達障害と非行：二次的障害を強いる一般生徒の発達の遅れ、犯罪心理学研究、38、196-199、2000

表1 アンケート質問項目

1. 対象の属性に関すること

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 勤務年数（児童相談所経験、児童相談所以外の経験）
- ④ 児童相談所での少年非行の相談の関わりの有無

2. 9つの発達障害に対する認知の度合い

<p><回答の基準> 1よく知っている—症状とその背景に存在する特性を理解し、治療法・対応法を知っている</p> <p>2少し知っている—症状や特性を理解している</p> <p>3どちらでもない— 一般的なことは知っている</p> <p>4あまり知らない—名前は聞いたことがある</p> <p>5全く知らない—名前も聞いたこともない</p>
--

- ① 精神遅滞（知的障害）
- ② 学習障害
- ③ 発達性協調運動障害
- ④ 言語障害（表出性、受容—表出混合性）
- ⑤ 自閉性障害
- ⑥ アスペルガー障害
- ⑦ 注意欠陥多動性障害
- ⑧ 反抗挑戦性障害
- ⑨ 行為障害

3. Y 児童相談所心理判定員とのグループフォーカスマーケティングより抽出された 17 項目にわたる非行内容への関わりの度合い

<p><回答基準> 1、深く関わっている 2、少し関わったことがある 3、どちらともいえない 4、あまり関わったことがない</p> <p>5、全く関わったことがない</p>
--

- ① 傷害・暴力行為
- ② 窃盗
- ③ 強盗
- ④ 恐喝
- ⑤ 覚せい剤・シンナー
- ⑥ 道路交通法（暴走行為等）
- ⑦ 占有離脱物横領（自転車泥棒）・万引き
- ⑧ 売春
- ⑨ 不純異性交遊
- ⑩ 喫煙
- ⑪ 飲酒
- ⑫ 家出・夜間徘徊
- ⑬ 放火
- ⑭ 下着泥棒
- ⑮ 性的いたずら
- ⑯ 器物破損
- ⑰ 授業妨害・校内暴力

4. 17項目にわたる非行内容について、Y 児童相談所心理判定員とのグループフォーカスマーケティングより抽出された6つの因子の関与の度合い

<p>回答期基準 0＝問題なし（非行の原因として関与しない）0～4%</p> <p>1＝軽度の問題（非行の原因としてわずかに関与する）5～24%</p> <p>2＝中等度の問題（非行の原因としてかなりに関与する）25～49%</p> <p>3＝重度の問題（非行の原因として高度に関与する）50～90%</p> <p>4＝完全な問題（非行の原因として完全に関与する）95～100%</p>	<p>8＝詳細不明</p> <p>9＝非該当</p>
---	----------------------------

- ① 家庭環境
- ② 学校・教育環境・担任との関係性
- ③ 本人の性格・特性（発達障害以外）
- ④ 社会環境（マスメディア、TV、ゲーム）
- ⑤ 地域社会（住民のコミュニケーション）
- ⑥ 発達障害

5. 非行内容に発達障害の関与が考えられる場合、想定される発達障害の種別（9つの発達障害から複数選択）

6. 心理判定員が持つ発達障害に関連するイメージ（5段階のリッカートスケールにより評価）

Title : The study of a relationship between juvenile delinquencies and developmental disorders - awareness of psychologists in child guidance center -

Author : Tomoko shiokawa*, Takashi Hayashi*, Kumiko Kido*, Hitoshi Nakamura*

* School of Nursing, Yamaguchi Prefectural University

Key words : juvenile delinquency ,developmental disorder ,psychologist, child guidance center
